16　第五十五条第二十項及び第二十一項前段の規定は、前項の原子力発電施設解体準備金を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該原子力発電施設解体準備金に係る特定原子力発電施設を移転した場合について準用する。この場合において、同条第二十項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の五十四第十三項」と、同条第二十一項前段中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の五十四第十三項」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の四第一項及び第四項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十五項」とあるのは「第六十八条の五十四第十三項」と読み替えるものとする。

10　青色申告書を提出する法人で電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業を営むものが、各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）において、適格分割又は適格現物出資により分割承継法人又は被現物出資法人に特定原子力発電施設を移転する場合において、当該特定原子力発電施設の第二項に規定する解体費用の支出に備えるため、特定原子力発電施設ごとに、当該適格分割又は適格現物出資の直前の時を当該事業年度終了の時とした場合に第一項の規定により計算される同項に規定する積立限度額に相当する金額を原子力発電施設解体準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

11　前項の規定は、同項に規定する法人が適格分割又は適格現物出資の日以後二月以内に同項の原子力発電施設解体準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

第五十七条の九第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第三章第三節の五を削る。

第六十条の二第一項中「（次条の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、第三章第三節の四中同条を第六十一条とする。

第六十一条の二第一項中「特定農業法人」の下に「である農地法第二条第三項に規定する農業生産法人」を加え、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第六十一条の三第一項中「機械その他の減価償却資産（」を「機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウエア（建物及びその附属設備にあつては、農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画において同法第三条第四号に掲げる土地としてその用途が指定された土地に建設される同号に規定する農業用施設のうち当該法人の農業の用に直接供される建物として財務省令で定める建物及びその附属設備に限る。）」に改め、同条第四項中「及び第四十六条の二並びにこれら」を「の規定及び同条」に改める。

第六十一条の四第二項中「、法人」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社を除く。）」を加える。

第六十二条第一項中「並びに第四十二条の四第十一項」を「の規定」に改め、「第六十八条第一項」の下に「の規定」を加え、同条第六項を次のように改める。

6　第一項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十二条第一項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第三項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十二条第一項」とする。

第六十二条の三第一項中「並びに第四十二条の四第十一項」を「の規定」に改め、「第六十八条第一項」の下に「の規定」を加え、同条第二項第一号ロ中「発行する株式」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。以下この章において同じ。）」を加え、同条第四項第八号の次に次の一号を加える。

八の二　国家戦略特別区域法第十一条第一項に規定する認定区域計画に定められている同法第二条第二項に規定する特定事業又は当該特定事業の実施に伴い必要となる施設を整備する事業（これらの事業のうち、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資するものとして財務省令で定めるものに限る。）を行う者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等がこれらの事業の用に供されるもの（第二号から前号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

第六十二条の三第四項第九号中「前三号」を「第六号から前号まで」に改め、同項第十二号から第十四号までの規定中「第八号」を「第八号の二」に改め、同条第八項中「並びに第四十二条の四第十一項」を「の規定」に改め、「第六十八条第一項」の下に「の規定」を加え、同条第十一項を次のように改める。

11　第一項又は第八項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）」と、同条第三項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項」とする。

第六十三条第一項中「並びに第四十二条の四第十一項」を「の規定」に改め、「第六十八条第一項」の下に「の規定」を加え、同条第五項を次のように改める。

5　第一項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十三条第一項（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第三項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十三条第一項」とする。

第六十四条第六項中「及び第四十六条の二並びにこれら」を「の規定及び同条」に改める。

第六十四条の二第一項中「計算した金額」の下に「以下の金額」を加え、同条第十二項第三号及び第四号中「とき。」を「とき」に改める。

第六十五条第一項中「次項」を「次項第一号及び第十項第一号」に改め、「取得した場合を含む」の下に「。第五項において同じ」を加え、同項第四号中「権利」を「権利。第七項において同じ。）」に、「給付」を「給付。第七項において同じ。）」に改め、同項第五号中「権利」を「権利。第八項において同じ。）」に改め、同条第三項中「前二条」の下に「（第六十四条第六項、第七項及び第十一項並びに前条第十四項及び第十六項を除く。）」を加え、「見込」を「見込み」に改め、同条第七項中「、同号に規定する権利」を「、同号の施設建築物の一部を取得する権利」に改め、「地上権の共有持分」の下に「若しくは同号の建築施設の部分の給付を受ける権利」を加え、「次条第一項」を「第十項第一号並びに次条第一項及び第二項」に、「又は当該権利」を「若しくは第一項第四号の建築施設の部分（同号の施設建築敷地又は施設建築物に関する権利を含む。）につき同法第百十八条の五第一項の規定による譲受け希望の申出の撤回があつたとき（同法第百十八条の十二第一項又は第百十八条の十九第一項の規定により譲受け希望の申出を撤回したものとみなされる場合を含む。）、又は同号の施設建築物の一部を取得する権利若しくは同号の建築施設の部分の給付を受ける権利」に改め、「若しくは当該建築施設の部分につき同法第百十八条の五第一項の規定による譲受け希望の申出の撤回があつたとき（同法第百十八条の十二第一項又は第百十八条の十九第一項の規定により譲受け希望の申出を撤回したものとみなされる場合を含む。）」を削り、「又は取得した日若しくは」を「若しくはその」に改め、「みなされる日」の下に「又はその取得した日」を加え、「又は同号に規定する権利」を「若しくはその撤回に係る建築施設の部分の給付を受ける権利又はその取得の基因となつた施設建築物の一部を取得する権利若しくは建築施設の部分の給付を受ける権利」に改め、同条第八項中「、同号に規定する」を「、同号の」に、「次条第一項」を「第十項第一号並びに次条第一項及び第二項」に、「とき又は」を「とき、又は」に、「基づき同号」を「基づき第一項第五号」に、「同号に規定する権利」を「その取得の基因となつた防災施設建築物の一部を取得する権利」に、「又は第一項」を「又は同項」に改め、同条第十二項中「敷地利用権の価額」の下に「の概算額」を加え、「又は第七項から第九項」を「及び第七項から第十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。